



# 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.12 2024年11月

## 「EU 製造物責任指令-既存 EU 法をデジタル化に対応 して見直し」

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

[eujp-info@eu-japan.or.jp](mailto:eujp-info@eu-japan.or.jp)

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4 階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

## 1. 概要

- 2024 年 10 月に採択された改正製造物責任指令（PLD）は、デジタル製品や AI ベースの製品にも責任を拡大し、ソフトウェアを独立した製品として扱う。これには、クラウドサービス、SaaS、機器に統合されたソフトウェアが含まれ、従来の物理的製品とデジタルコンポーネントの両方に責任が適用される。この画期的な拡大は、消費者製品におけるデジタル技術の重要性の高まりと、デジタル時代における包括的な消費者保護の必要性を反映している。
- 製造業者や開発者は、欠陥やサイバーセキュリティの欠陥をもたらすソフトウェアのアップデートやアップグレードを含む欠陥に対して厳格な責任を負う。被害者は、過失を証明することなく、欠陥とその結果生じる損害を証明すればよい。このアプローチは、複雑なデジタル・システムを含むケースでは特に困難となり得る製造者の過失を証明する負担を取り除くことにより、消費者保護を大幅に強化するものである。
- PLD は、機械学習によって進化する AI システムをも対象としており、市販後の AI 動作の変化によって引き起こされる損害について開発者に責任を負わせる。これにより、生成 AI システムのライフサイクル全体にわたる継続的な監視が保証される。この規定は、AI システムがより自律的になり、その意思決定プロセスがより複雑になるにつれて特に重要であり、製造業者はシステムが進化しても監視と責任を維持する必要がある。
- 同指令は、特定の製品や損害賠償を責任から除外している。フリー・オープンソースソフトウェア（FOSS）は、商業活動のために開発されたものでない場合、免責される。非物質的損害や純粋な経済的損失も除外される。これらの適用除外は、指令がその中核的な目的に焦点を当てたままであることを保証しつつ、技術革新と消費者保護のバランスをとるのに役立っている。
- コンプライアンス違反は、損害賠償、製品回収、市場制限を含む重大な罰則の対象となる。各国当局は遵守を強制し、是正措置を課すことができる。これらの罰則の厳しさは、デジタル化が進む市場において高い安全基準を維持することの重要性を反映している。

**賛助会員・関係者の皆様のみ全文閲覧・ダウンロードが可能です。**

**賛助会員へのご入会[こちら](#)**